

平成30年第3回足寄町議会定例会議事録（第1号）

平成30年9月4日（火曜日）

◎出席議員（13名）

1番 熊澤芳潔君	2番 榊原深雪君
3番 多治見亮一君	4番 木村明雄君
5番 川上初太郎君	6番 前田秀夫君
7番 田利正文君	8番 高道洋子君
9番 高橋健一君	10番 星孝道君
11番 高橋秀樹君	12番 井脇昌美君
13番 吉田敏男君	

◎欠席議員（0名）

◎法第121条の規定による説明のための出席者

足寄町長	安久津勝彦君
足寄町教育委員会教育長	藤代和昭君
足寄町農業委員会会長	齋藤陽敬君
足寄町代表監査委員	川村浩昭君

◎足寄町長の委任を受けて説明のため出席した者

副町長	渡辺俊一君
総務課長	大野雅司君
福祉課長	丸山晃徳君
住民課長	松野孝君
経済課長	村田善映君
建設課長	増田徹君
国民健康保険病院事務長	川島英明君
会計管理者	佐々木雅宏君
消防課長	大竹口孝幸君

◎教育委員会教育長の委任を受けて説明のため出席した者

教育次長	沼田聡君
------	------

◎農業委員会会長の委任を受けて説明のため出席した者

農業委員会事務局長	上田利浩君
-----------	-------

◎職務のため出席した議会事務局職員

事務局長	櫻井保志君
事務局次長	横田晋一君
総務担当主査	西岡潤君

◎議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名＜P 3＞
- 日程第 2 会期の決定＜P 3～P 4＞
- 日程第 3 諸般の報告（議長）＜P 4＞
- 日程第 4 請 願 第 2 号 空地及び空き家を適正に管理することの請願書（総務産業
常任委員会・文教厚生常任委員会）＜P 4～P 6＞
- 日程第 5 行政報告（町長・教育長）＜P 6～P 7＞
- 日程第 6 報 告 第 8 号 予定価格1,000万円以上の工事又は製造の請負契約の
締結について＜P 7～P 8＞
- 日程第 7 報 告 第 9 号 足寄町水道事業の業務に関する予定価格1,000万円以
上の工事又は製造の請負契約の締結について＜P 8＞
- 日程第 8 議案第80号 教育委員会委員の任命について＜P 8～P 9＞
- 日程第 9 議案第81号 固定資産評価審査委員会委員の選任について＜P 9＞
- 日程第10 議案第82号 人権擁護委員候補者の推薦について＜P 9～P 10＞
- 日程第11 議案第83号 町道路線の変更について＜P 10＞
- 日程第12 議案第84号 クレーン付貨物トラック購入売買契約について＜P 10～
P 11＞
- 日程第13 議案第85号 足寄町防災行政無線（デジタル化）施設更新工事請負契約
について＜P 11～P 14＞
- 日程第14 議案第86号 足寄町図書館設置条例について＜P 14～P 15＞
- 日程第15 議案第87号 足寄町民センターの設置及び管理条例の一部を改正する条
例＜P 15～P 20＞

午前10時00分 開会

◎ 開会宣告

○議長（吉田敏男君） 全員の出席でございます。

ただいまから、平成30年第3回足寄町議会定例会を開会をいたします。

◎ 開議宣告

○議長（吉田敏男君） これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎ 会議録署名議員の指名

○議長（吉田敏男君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、足寄町議会総合条例第184条の規定によって、10番星孝道君、11番高橋秀樹君を指名をいたします。

◎ 議運結果報告

○議長（吉田敏男君） 議会運営委員会委員長から、会議の結果の報告を願います。

議会運営委員会委員長 榊原深雪君。
2番。

○議会運営委員会委員長（榊原深雪君） 9月3日に開催されました、第3回定例会に伴う議会運営委員会の協議の結果を報告いたします。

会期は、本日9月4日から9月14日までの11日間とし、このうち5日から11日までの7日間は休会となります。

次に、審議予定について報告いたします。

本日9月4日は、最初に議長の諸般の報告を受けます。

次に、請願第2号について、総務産業常任委員会、文教厚生常任委員会より審査報告を受け、審議を行います。

次に、町長、教育長から行政報告を受けます。

次に、報告第8号と報告第9号の報告を受

けた後、議案第80号から議案第87号までを即決で審議いたします。

12日は、一般質問などを行います。

13日以降の審議予定については、一般質問者の人数などにより流動的でありますので、今後の議会運営委員会において協議し、皆様に御報告いたしますので、御了承願います。

なお、議案第88号から議案第95号までの補正予算案及び予算案は、後日、提案説明を受けた後、即決で審議いたします。

また、議案第96号と議案第97号は、平成29年度決算審査特別委員会を設置し、閉会中の審査といたします。

今定例会中に町長から追加議案が提出される予定ではありますが、提出されました際に、再度議会運営委員会で協議し、皆様に御報告いたしますので、御了承願います。

以上で、報告を終わらせていただきます。

○議長（吉田敏男君） これにて、議会運営委員会委員長の報告を終わります。

◎ 会期決定の件

○議長（吉田敏男君） 日程第2 会期決定の件を議題といたします。

お諮りをいたします。

本定例会の会期は、本日から9月14日までの11日間にしたいと思います。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から9月14日までの11日間に決定をいたしました。

なお、11日間のうち、5日から11日までの7日間は休会といたしたいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 異議なしと認めます。

よって、7日間は休会に決定をいたしました。

なお、今定例会における一般質問通告書の提出期限は、9月6日木曜日の午後4時まででありますので、よろしく願いをいたします。

◎ 諸般の報告

○議長（吉田敏男君） 日程第3 諸般の報告を行います。

議長の報告事項は、印刷してお手元に配付のとおりです。

これで諸般の報告を終わります。

◎ 請願第2号

○議長（吉田敏男君） 日程第4 請願第2号空地及び空き家を適正に管理することの請願書の件を議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

総務産業常任委員会委員長 高道洋子君。

○総務産業常任委員会委員長（高道洋子君）
委員会の審査報告をいたします。

平成30年第2回足寄町議会定例会において、付託された事件について。

足寄町議会総合条例第183号の規定により、次のとおり報告します。

1、事件名。請願第2号空地及び空き家を適正に管理することの請願書。

2、審査の経過。委員会開催日、8月28日。

3、決定とその理由。不採択。

理由。請願内容には一定の理解はするが、強い指導権限や指導強化ではトラブルの解消にはならないと考える。また、行政が一時的に対応する等の条例も、町や町民への負担が増大することが予想されるため困難と考える。ただし、今後もこういった事例は増加すると思われるので、町に対しては調査・検討を期待する。

4、少数意見の留保はありませんでした。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） 次に、文教厚生常任委員会委員長 高橋秀樹君。

○文教厚生常任委員会委員長（高橋秀樹君）

委員会審査報告書について、報告をいたします。

事件名。請願第2号空地及び空き家を適正に管理することの請願書。

審査の経過。委員会開催日、8月28日。

決定。不採択。

理由。今後検討が必要な事項であるが、空き地と空き家を同時、同じ論点から対応することは困難であること。市街地と山間部では実態が異なり、条例として町全体を一律に規定、管理することは困難であること。また、条例により住民間の関係が阻害されるおそれがあること。よって、それぞれに時間をかけ整理する必要があり、性急な条例の制定を求めることは不適當である。

4、少数意見の留保。足寄町議会総合条例第137条の規定による少数意見の留保は以下のとおり。

今後、土地所有者が高齢化し、所有者不明の空き地や空き家がふえていくことが想定される。そのような場合に、地域住民が困惑することがないように、行政として所有者を指導する手だてを設けることが必要であると思われる。

以上です。

○議長（吉田敏男君） ただいまの委員長の報告に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

原案に賛成者の発言を許します。

ございませんか。

7番。

○7番（田利正文君） 請願に対する賛成討論を行います。

論点は2つです。

一つは、町長の言っている協働のまちづくり、安全・安心の住んでいてよかったと言える町だったでしょうか。この点から今回の問

題を見たいと思います。

民俗学者の柳田国男氏は、町に住んでいる人のほんのわずかな気持ちから、美しくも貧しくなるものだという事を教えるような機会が私には多かったという趣旨の文章を残しています。町長の言う協働のまちづくりの考え方の原点が、ここに示されているように思います。

この問題を考えるとき、過去、現在、未来と時間の流れの中で考えざるを得ません。既に空き地、空き家、廃屋になっているものの対策とこれから子供のところに行く、都市部へ転出する、離農するというとき、足寄に長年住んできた者として、町と皆さんに迷惑はかけられないと解体整地して出ていくという考えを持っていただきたいと思い、そのための対策が必要だと思います。

二つ目は、そうした考えが、考えを根づかせるという意味で、啓蒙、啓発という点からも、足寄空き地・空き家対策条例などという一般的なものではなく、「宇都宮市みんなでごみのないきれいなまちをつくる条例」とか、中札内の「豊かな自然を未来につなぐふるさと景観条例」のように、足寄らしい足寄町らしい、これなら町民も協力するのが当たり前だと思えるようなものをつくる必要があると思います。

児童館にあしよべーると愛称をつけたように、町民から身近に感じられるものにする必要があるし、遅かれ早かれいずれこうした条例をつくるか、または何らかの対策を講じなければならない時期が来るであろうことは間違いないものだろうというように考えています。

以上、総論的なものになりましたが、賛成討論といたします。

○議長（吉田敏男君） ほかに、賛成討論ございませんか。

9番。

○9番（高橋健一君） 私の考え方を述べさせていただきます。

ちょっと具体的、具体性は欠けるのもし

れませんが、やはり空き家の問題というのは今必ず、今絶対考えておかなければいけない事例だと思っています。

それなのに、何か皆様方は何というのか、できない理由ばかり考えているのではないかと。一步進めるためにはとにかく皆で話し合っ、条例をつくるような、そういう話し合いをしていかなければいけない。

内容的には今回の請願に関しては、ちょっときつところもあったのかもしれませんが、もう一步踏み出していない状況を、私はちょっと憂いているわけです。やはりもう一回、もう一回というか、早目に、早目に皆さん、議員さんが話し合っ、条例をつくるべく、内容をまた変えてもいいのですけれども、空き家に対する条例はつくっていかねばいけない。足寄がそれで先駆的な役割を果たしていいのではないかと。

ちょっと具体性を欠きますけれども、私はそんな考え方で、今回の請願には賛成したいと思います。

よろしくお願いします。

○議長（吉田敏男君） 他に、賛成討論ございませんか。

2番。

○2番（榊原深雪君） 私も文教委員会のほうで賛成討論したところなのですけれども。

この請願書につきましては、文言等は訂正することができない部分もありますので、丸々賛成というわけにはいかないのですけれども、やはり現状としまして、住民が訴えていけるところはどこかと困ったときに、それは自治体だと思うのです。町役場に行って、こういう問題で、問題あるのだけれども、相談乗ってもらえないだろうか。そういうこと対処されたとお聞きしました。そうしたら、今度は忙しいからと所有者に言われて、一回で帰ってこられたと。そういうような状況の中で、なかなか理解し得ない所有者がいたり、土地、空き地につきましても、そういう放置、ごみ問題につきましても、こういう困っている自治体が、自治会がいらっしやる

ということは、どこにそうしたらすがっていけばいいのかというところで、やはり行政の方にお頼りするしかないと思うのですね。それで、こういう請願、なれない請願書をつくって、こうやって訴えてこられたのですから、やはりこういうところも大きく酌み取っていただきまして、これからの高齢者がふえていく中で、土地の所有者、あるいは空き家が空き家としてしかも置いていけないという時代が来ると思います。もう目の前に迫っていると思うのですね。こういうことを整理していかないと、やはり町の活性化は望めないと考えますし、やはり行政としても強く取り組んでいていただきたいなと思うところでもあります。

そこで、賛成討論とさせていただきます。

○議長（吉田敏男君） わかりました。

他に、賛成討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 次に、反対討論の発言を許します。

ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、請願第2号空地及び空き家を適正に管理することの請願書の件を採決をします。

本件に対する委員長の報告はともに不採択です。

この採決は、原案についての採決であります。原案についての採決であります。

請願第2号空地及び空き家に適正に管理することの請願書の件を、採択することに賛成の方は起立願います。

採択することに賛成の方です。

賛成の方です。

（賛成者起立）

○議長（吉田敏男君） よろしいです。

起立3名です。

したがって、請願第2号空地及び空き家を適正に管理することの請願書の件は、不採択と決定をされました。

◎ 行政報告

○議長（吉田敏男君） 日程第5 行政報告を行います。

町長から行政報告の申し出がありましたので、これを許します。

町長 安久津勝彦君。

○町長（安久津勝彦君） 議長のお許しをいただきましたので、固定資産税の課税誤りについて、行政報告を申し上げます。

このたび平成30年度の固定資産税について、課税誤りが判明いたしましたので御報告をいたします。

固定資産税は土地、家屋、償却資産の所有者が、地方税法により適正な時価により算定された税額を、その固定資産の所在する市町村に納める税金であります。今回の誤りは、土地の固定資産税の根拠となる評価額を算定する過程で生じたものであります。

誤りの原因につきましては、路線価方式を適用して評価額を算定する市街地宅地を評価するに当たり、路線価を電算システムに登録をする際、データの取り込みを誤り、未確定の路線価情報により課税計算が行われたことによるものであります。

誤りが判明して以降、正しい路線価データにより再計算をした結果、税額が変更となる対象者は140件、うち増額となる対象者は55件、合計税額は1万7,000円で、1件当たりの影響額は100円から3,000円であります。減額となる対象者は85件、合計税額は2万1,900円で、1件当たりの影響額は100円から2,300円あります。

今後の対応につきましては、税額を誤っていた納税義務者の皆様に対しまして、おわび文と更正決定通知書を9月下旬までに送付させていただき、免税額は第4期目を調整をし、本来の税額を納付していただく予定とし

ております。

また、減額となる納税義務者で既に納付されている場合は、速やかに過納額を還付をさせていただきます。

適正な課税をしなければならない税務行政にあって、その信頼を損ねたことに対しまして、納税者及び町民の皆様、並びに議員各位に深くおわびを申し上げます。

大変申しわけございません。

今後につきましては、このような誤りが起こらないよう、電算システムへの入力内容の確認作業を徹底をし、再発防止に努めてまいりますので、御理解を賜りますようお願い申し上げます、御報告とさせていただきます。

大変申しわけございませんでした。

○議長（吉田敏男君） 次に、教育委員会から教育行政報告の申し出がありましたので、これを許します。

教育長 藤代和昭君。

○教育委員会教育長（藤代和昭君） ただいま議長のお許しをいただきましたので、教育委員会より国際交流員の増員について、御報告いたします。

本町は平成4年から姉妹都市であるカナダ・アルバータ州ウェタスキウィン市から国際交流員を招聘しています。

ウェタスキウィン市友好協会から推薦のあった方を委嘱しており、現在の国際交流員は第12代リヴァイ・センス氏であります。

主な活動内容は、小中学校における英語指導助手、保育園における英語を使った遊びやカナダの紹介、社会教育事業としており、教育委員会主催の英会話教室や冒険王での講師、その他の業務として、足寄高校生海外研修派遣事業における事前事後研修、随行しての現地での市友好協会との連絡調整など、多岐にわたっています。

平成32年度に本格実施される小学校次期学習指導要領では、3、4年生に年35時間の外国語活動を、5、6年生では年70時間の外国語教育が実施されます。授業の内容も今までの英語になれ親しむ内容から読み書き

も含まれるようになり、高学年では成績評価の対象となります。本町では本格実施を見据え、さらに今年度より先行実施しているところ です。

小学校からは、英語指導助手としての国際交流員の派遣回数が増を要望されていますが、さらに年間小学校に180時間程度、中学校に105時間程度、保育園に6時間程度派遣しており、これ以上の派遣は非常に困難な状況にあることから、国際交流員を1名増員することとしました。

ウェタスキウィン市友好協会のグレッグ・フェルスキ会長にさらなる国際交流員の選考・派遣について打診したところ、理解を示していただき、早速友好協会の役員会に諮っていただくと連絡をいただいたところです。適任者がいれば、早ければ平成31年2月にも委嘱したいと考えており、関係予算についても補正予算を計上させていただきたいと考えております。

今後とも小中学校における外国語教育の充実に向けて、できる限りの支援をしまいる所存でありますので、御理解を賜りますようお願い申し上げます、御報告といたします。

○議長（吉田敏男君） これで、行政報告を終わります。

◎ 報告第8号

○議長（吉田敏男君） 日程第6 報告第8号予定価格1,000万円以上の工事又は製造の請負契約の締結についての件を議題といたします。

本件について、報告を求めます。

総務課長 大野雅司君。

○総務課長（大野雅司君） ただいま議題となりました、報告第8号予定価格1,000万円以上の工事又は製造の請負契約の締結について、提案理由の御説明を申し上げます。

足寄町議会総合条例第12条第1項の規定により、次のとおり報告するものでございます。

平成30年5月29日から8月24日まで

の間で、足寄町議会総合条例第12条第1項第1号の規定により報告する工事または製造の請負は、2ページ及び3ページにございます別紙のとおり16件でございます。

以上のとおり、御報告申し上げます。

○議長（吉田敏男君） ただいまの報告に対し、質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これをもって、報告を終わります。

◎ 報告第9号

○議長（吉田敏男君） 日程第7 報告第9号足寄町水道事業の業務に関する予定価格1,000万円以上の工事又は製造の請負契約の締結についての件を議題といたします。

本件について、報告を求めます。

建設課長 増田徹君。

○建設課長（増田 徹君） ただいま議題となりました、報告第9号足寄町水道事業の業務に関する予定価格1,000万円以上の工事又は製造の請負契約の締結について、提案理由の御説明を申し上げます。

足寄町議会総合条例第12条第1項の規定により、次のとおり報告するものでございます。

平成30年5月29日から8月24日までの間で、足寄町議会総合条例第12条第1項第2号により報告する工事又は製造の請負（上水道事業会計分）は、5ページにございます別紙のとおり1件でございます。

以上のとおり、御報告申し上げます。

○議長（吉田敏男君） ただいまの報告に対し、質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これをもって、報告を終わります。

◎ 議案第80号

○議長（吉田敏男君） 日程第8 議案第80号教育委員会委員の任命についての件を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

町長 安久津勝彦君。

○町長（安久津勝彦君） ただいま議題となりました、議案第80号教育委員会委員の任命について、提案理由の説明を申し上げます。

下記の者を足寄町教育委員会委員に任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

提案する方につきましては、足寄町上利別273番地9。簗島 隆氏。昭和43年12月24日生まれの方でございます。

提案理由につきましては、平成30年10月20日、現教育委員会委員であります星崎隆雄氏が任期満了となるものでございますので、新たに簗島氏を任命いたしたく同意を求めるものでございます。

なお、簗島氏の略歴、学歴、職歴、公職歴等につきましては記載のとおりでございますので、説明省略させていただきます。

御同意賜りますようよろしくお願い申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（吉田敏男君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、議案第80号教育委員会委員の任命についての件を採決をします。

この採決は、起立によって行います。

本件は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(吉田敏男君) 全員の起立です。

したがって、議案第80号教育委員会委員の任命についての件は、同意することに決定をいたしました。

◎ 議案第81号

○議長(吉田敏男君) 日程第9 議案第81号固定資産評価審査委員会委員の選任についての件を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

町長 安久津勝彦君。

○町長(安久津勝彦君) ただいま議題となりました、議案第81号固定資産評価審査委員会委員の選任について、提案理由の説明を申し上げます。

下記の者を足寄町固定資産評価審査委員会委員に選任いたしたく、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求めらるものでございます。

提案する方につきましては、足寄町南2条2丁目12番地。真鍋雅美氏。昭和34年5月16日生まれでございます。

提案理由につきましては、平成30年9月20日をもって任期満了によるものでございます。

なお、真鍋氏につきましては、再度選任をしたいということでの提案でございます。

真鍋氏の学歴、職歴、公職歴等につきましては、記載のとおりでございますので説明省略させていただきます。

御同意賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長(吉田敏男君) これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(吉田敏男君) 質疑なしと認めま

す。

これで質疑を終わります。

これから、議案第81号固定資産評価審査委員会委員の選任についての件を採決をします。

この採決は、起立によって行います。

本件は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(吉田敏男君) 全員の起立です。

したがって、議案第81号固定資産評価審査委員会委員の選任についての件は、同意することに決定をいたしました。

◎ 議案第82号

○議長(吉田敏男君) 日程第10 議案第82号人権擁護委員会委員候補者の推薦についての件を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

町長 安久津勝彦君。

○町長(安久津勝彦君) ただいま議題となりました、議案第82号人権擁護委員候補者の推薦につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

下記の者を人権擁護委員の候補者として推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものでございます。

提案する方につきましては、足寄町旭町3丁目56番地3。西東文雄氏。昭和28年3月8日生まれでございます。

提案理由につきましては、平成30年12月31日任期満了によるものでございます。

なお、西東氏につきましては、再度推薦をしたいということでございまして、御審議のほどよろしくお願いをいたします。

なお、西東氏の学歴、職歴等につきましては、記載のとおりでございますので説明省略させていただきます。

よろしく御審議のほどよろしくお願いをいたします。

○議長（吉田敏男君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、議案第82号人権擁護委員候補者の推薦についての件を採決をします。

この採決は、起立によって行います。

本件は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（吉田敏男君） 全員の起立です。

したがって、議案第82号人権擁護委員候補者の推薦についての件は、同意することに決定をいたしました。

◎ 議案第83号

○議長（吉田敏男君） 日程第11 議案第83号町道路線の変更についての件を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

建設課長 増田 徹君。

○建設課長（増田 徹君） ただいま議題となりました、議案第83号町道路線の変更について、提案理由の御説明を申し上げます。

道路法第10条第3項の規定により、路線番号571番、路線名下愛冠3丁目南3号通の起点位置及び終点位置の変更をお願いするものでございます。

変更の主な理由といたしましては、一般国道242号足寄町愛冠視距改良工事完了に伴い国道が区域変更され、旧国道及び町貸付地において、国道の代替道路として整備された仮設道路区間が町に移譲及び返還されることとなりましたことから、町道下愛冠3丁目南3号通の延伸区間として扱い、起点位置及び終点位置並びに延長の変更を行うものでございます。

なお、10ページに区域変更路線地図を添付しておりますので、御参照願います。

以上、提案理由の説明とさせていただきますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（吉田敏男君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これから、議案第83号町道路線の変更についての件を採決をします。

この表決は、起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（吉田敏男君） 全員の起立です。

したがって、議案第83号町道路線の変更についての件は、原案のとおり可決されました。

◎ 議案第84号

○議長（吉田敏男君） 日程第12 議案第84号クレーン付貨物トラック購入売買契約についての件を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

総務課長 大野雅司君。

○総務課長（大野雅司君） ただいま議題となりました、議案第84号クレーン付貨物トラック購入売買契約について、提案理由の御説明を申し上げます。

平成30年8月28日、足寄町財務規則に

基づき指名競争入札に付したクレーン付貨物トラック購入について、下記のとおり売買契約を締結するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。

契約の目的は、クレーン付貨物トラック購入。

契約の方法につきましては、指名競争入札による契約でございます。

契約の金額は、1,614万6,000円でございます。

契約の相手方は、足寄町郊南1丁目23番地の9、有限会社大西自動車工業、代表取締役 大西節夫氏でございます。

納入期日につきましては、平成31年3月29日でございます。

12ページに外観図を添付しておりますので、御参照をお願いいたします。

以上で、提案理由の説明とさせていただきますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（吉田敏男君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。

質疑はございませんか。

2番。

○2番（榊原深雪君） 指名競争入札による契約ということで、入札には何社参加されましたでしょうか。

○議長（吉田敏男君） 答弁、総務課長。

○総務課長（大野雅司君） お答えいたします。

入札は5社による入札でございます。

○議長（吉田敏男君） 2番。

○2番（榊原深雪君） 入札率は、この落札率ですね。何パーセントになりますか。

○議長（吉田敏男君） 答弁、総務課長。

○総務課長（大野雅司君） 落札率は89.76%でございます。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） よろしいですか。

他に、質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第84号クレーン付貨物トラック購入売買契約についての件を採決をします。

この表決は、起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（吉田敏男君） 全員の起立です。

したがって、議案第84号クレーン付貨物トラック購入売買契約についての件は、原案のとおり可決されました。

◎ 議案第85号

○議長（吉田敏男君） 日程第13 議案第85号足寄町防災行政無線（デジタル化）施設更新工事請負契約についての件を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

総務課長 大野雅司君。

○総務課長（大野雅司君） ただいま議題となりました、議案第85号足寄町防災行政無線（デジタル化）施設更新工事請負契約について、提案理由の御説明を申し上げます。

平成30年8月28日、足寄町財務規則に基づき指名競争入札に付した、足寄町防災行政無線（デジタル化）施設更新工事について、下記のとおり請負契約を締結するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。

契約の目的は、足寄町防災行政無線（デジ

タル化) 施設更新工事でございます。

契約の方法につきましては、指名競争入札による契約でございます。

契約の金額は、3億5,802万円でございます。

契約の相手方は、横山・北口経常建設共同企業体。代表者、足寄町南2条2丁目3番地、株式会社横山電気商会、代表取締役 横山協司氏。構成員としまして、帯広市西24条北2丁目5番地52号、株式会社北口電器商会、代表取締役社長 秋田谷文雄氏でございます。

工期は、平成31年9月30日でございます。

工事概要につきましては、14ページをごらんいただきたいと思いますが、役場庁舎内の統制局、電波を中継する基地局2局、個別受信機3,700台、難受信地点のアンテナ165本、車載無線などの移動局21局、屋外拡声局、スピーカーですが、これはスピーカーですが22カ所、河川水位計4カ所などの整備を行います、

15ページ、16ページに施工場所の位置図を添付しておりますので、御参照お願いいたします。

以上で、提案理由の説明とさせていただきますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長(吉田敏男君) これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。

質疑はございませんか。

3番。

○3番(多治見亮一君) 河川水位計を4カ所ということですが、説明の資料が、場所がちょっとわからないので教えていただきたいと思っております。

○議長(吉田敏男君) 答弁、総務課長。

○総務課長(大野雅司君) お答えいたします。

水位計の場所につきましては、現在道でも水位計の設置を計画しております、道との

調整によりまして、道とは違う場所ということで、箇所数は決まっておりますが、まだ設計の中で場所は確定はされておられません。今後、道と協議して場所を決定する予定でございます。

以上でございます。

○議長(吉田敏男君) よろしいですか。

3番。

○3番(多治見亮一君) 決定される前での案というか、でもよろしいですけれども、どの辺を想定してますか。

○議長(吉田敏男君) ここで、暫時休憩をいたします。

ちょっと、休憩しますか。

11時まで休憩をいたします。

午前10時48分 休憩

午前10時59分 再開

○議長(吉田敏男君) 休憩を閉じ、会議を再開をいたします。

答弁、総務課長。

○総務課長(大野雅司君) 大変時間をいただき、申しわけございませんでした。

水位計の設置予定箇所でございますが、候補地といたしまして、美里別川の芽登橋、芽登小学校のところでございますが、それと共栄橋、消防の先で、消防分団の先でございます。糠南川の芽登温泉前、稲牛川に1カ所と螺湾川の市街地に1カ所ということで、予定しております。

その中から、今5カ所を挙げましたが、道では美里別川に、どちらかに設置する計画があると聞いておりますので、そこを除く4カ所について整備したいと考えております。

以上でございます。

○議長(吉田敏男君) 他に、質疑はございませんか。

7番。

○7番(田利正文君) 金額が3億5,800万円となっておりますけれども、これは一般財源だけではなくて国とか道とかからの補助金も入っているのでしょうか。その辺ちょっと聞きたいと思っております。

○議長（吉田敏男君） 答弁、副町長。

○副町長（渡辺俊一君） 財源でございますけれども、これについては補助金等はありませんで、起債を借りる予定をしております。それと一般財源というような形になります。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） よろしいでしょうか。

7番。

○7番（田利正文君） 15ページですか、12個の屋外拡声器を置くと。現在何ぼあるかちょっと私覚えてないのですけれども、それら全部撤去して新しくここに付けるということですね。

○議長（吉田敏男君） 答弁、総務課長。

○総務課長（大野雅司君） お答えいたします。

現在のスピーカーは使います。そのスピーカーについている機器をデジタル化に更新をいたします。

以上でございます。（「数は。」と呼ぶ者あり）

数は変わりません。数は、撤去するものもございまして。申しわけございません。数は変わりません。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） 7番。

○7番（田利正文君） もう1点ですけれども、担当者にお話しして内諾をもらったのですが、誰々さんがどここの山に入ったらしくてわからなくなったよという放送はあったと。だけれども、それが見つかったのかどうかという結果は報告されないと。それおかしくないかという意見がありまして、それ伝えたら今後はきちっと見つかったら見つかりましたということを報告するという話あったのです。その辺はどうでしょうか。

○議長（吉田敏男君） 総務課長、答弁。

○総務課長（大野雅司君） お答えいたします。

そういった放送も通常はしておりますが、

たまたま1件、町外の方で足寄町に来ている可能性が低いというケースを放送したけれども、結果をお知らせしなかったというケースがございまして、今後についてはそういったお声もいただきましたので、そういったケースにつきましても放送していこうということで、内部で確認しております。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） 他に、質疑はございませんか。

4番。

○4番（木村明雄君） 関連なのですけれども、町なかでは聞き取りにくいというようなことが多々あったわけなのですけれども、それについて、これから先に向けて改善されていくのかどうかということと、それからもう一つは、今まで個々には余り入っていなかったのですよね。しかしながらこれから先については、個々に入るのかどうか、その辺お伺いをしたいと思います。

○議長（吉田敏男君） 答弁、総務課長。

○総務課長（大野雅司君） お答えいたします。

個別受信機3,700台を整備いたしますが、これは全世帯に整備するというものでございまして、全世帯、各戸、家庭内で聞こえるようになります。ただ、屋外スピーカーについては変わりございませんので、屋外における状況は変わらない、今までどおりということでございます。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） よろしいですか。

他に。

2番。

○2番（榊原深雪君） 全戸に個別受信機を配備ということですが、どのような方法でされるのですか。

○議長（吉田敏男君） 総務課長、答弁。

○総務課長（大野雅司君） 総務課長です。お答えいたします。

これは業者に委託して工事としてやっているものでございまして、実際の配備といたし

ましては、何せ台数なものですから、どういった方法で、何うとしてもお留守の家庭もあるでしょうし、いろいろな障害があるかもしれません。それで手数の伴うものですから、今後住民の皆様に迷惑のかからない方法で、どういった方法でやっていったらいいかということ、担当と業者のほうで協議して進めてまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） 他に、質疑はございませんか。

8番。

○8番（高道洋子君） 今まで町民の念願であった全戸に設置されるということで、本当に皆さん待ち望んでいたかと思えます。

そこでお伺いしますが、放送内容なのですが、放送内容は今までどおりの外で防災無線で放送されていた内容のほかに、この3億5,000万円なので、機能アップされて、もっと内容ももう少し多くなるのか、今までどおりなのか、お伺いします。

○議長（吉田敏男君） 総務課長、答弁。

○総務課長（大野雅司君） お答えいたします。

内容は今までどおりでございます。

ただ今現在も定時に試験放送を兼ねまして、いろいろな案内も行っております。それも含めまして今までどおりの運用となります。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） 8番。

○8番（高道洋子君） ちょっと個人的にもちょっとどうかなという思いはありますけれども、ある町民の方からそういう機運がこれからあるんだよということになりましたときに、お悔やみ報道もしてほしいという御意見がありました。これは個人のプライベートなことだし、嫌な人もいるだろうと思うし、しかし他町村では、管内でも複数の町村がそういう報道もしているとも聞いていますが、聞いているんだよという話ですけども、本人の許可がないとだめだろうし、そこら辺は何

か考えてますか。

○議長（吉田敏男君） 総務課長。

○総務課長（大野雅司君） お答えいたします。

現在までそういうことは検討したことはございませんので、初めて聞きましたので検討はしたいと思います。ただ、プライバシーの問題とかございますし、今度そうしますと希望する人だけでいいじゃないかということになりましても、放送した方しない方がいて、あの人は希望しなかったんだ、この人は希望したんだと、またその選別も町民の間でかかることとなりますので、慎重に検討、お声があれば検討させていただきたいと思えます。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） 他に、質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第85号足寄町防災行政無線（デジタル化）施設更新工事請負契約についての件を採決をします。

この表決は、起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（吉田敏男君） 全員の起立です。

したがって、議案第85号足寄町防災行政無線（デジタル化）施設更新工事請負契約についての件は、原案のとおり可決されました。

◎ 議案第86号

○議長（吉田敏男君） 日程第14 議案第

86号足寄町図書館設置条例の制定についての件を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

教育次長 沼田 聡君。

○教育次長（沼田 聡君） ただいま議題となりました、議案第86号足寄町図書館設置条例の制定について、提案理由の御説明を申し上げます。

足寄町図書館については、平成30年11月18日オープンを予定していることから、本条例を制定するものでございます。

条例の内容について、御説明申し上げます。

第1条で、町民の教育と文化の向上発展に寄与するため、図書館法第10条の規定に基づき、足寄町図書館を設置するものでございます。

第2条で、名称は足寄町図書館。位置は足寄郡足寄町南1条5丁目3番地でございます。

第3条で職員について、第4条で利用の制限について、第5条で損害賠償について、それぞれ規定しております。

第6条で、図書館協議会について規定しており、足寄町図書館協議会を置くことができるものとし、定数は7名以内、任期を2年、委員は学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から教育委員会が委嘱することとしております。

第7条で、分館について。名称は足寄町図書館児童館分館。位置は足寄町南6条2丁目2番地2でございます。

第8条で、教育委員会規則への委任について。必要な事項は教育委員会規則で定めると規定しておりますので、管理運営等必要な事項については規則で定める予定でございます。

附則ですが、この条例は平成30年11月18日から施行するものでございます。

以上で、提案理由の説明とさせていただきます。

ますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（吉田敏男君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第86号足寄町図書館設置条例の制定についての件を採決をします。

この表決は、起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（吉田敏男君） 全員の起立です。

したがって、議案第86号足寄町図書館設置条例の制定についての件は、原案のとおり可決されました。

◎ 議案第87号

○議長（吉田敏男君） 日程第15 議案第87号足寄町民センターの設置及び管理条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

教育次長 沼田 聡君。

○教育次長（沼田 聡君） ただいま議題となりました、議案第87号足寄町民センターの設置及び管理条例の一部を改正する条例について、提案理由の御説明を申し上げます。

足寄町民センターの改修工事により、各区分の名称及び面積等が変更となっております。

平成30年11月18日から多目的ホールも含めて、全面の使用が可能となることから、本条例の一部を改正するものでございます。

足寄町民センターの設置及び管理条例の一部を次のように改正する。

別表第6条関係を次のように改めるものでございます。

使用料の改正内容について、御説明申し上げます。

区分の名称でございますが、展示コーナー、多目的ホール、ステージは変更ございません。和室は1室となりますので、和室に変更。会議室は会議室1から4に変更。生活実習室はわかりやすい名称として調理実習室に変更。備えつけ備品は無料としておりますが、本年度新たにカラオケマシン1式を備えることにしましたので、附属機器使用及び通信費用を含めて有料としました。

次に使用料の料金設定でございますが、今回の町民センター改修工事を機に、現在総合体育館及び温水プールと同様に、1時間当たりの使用料にいたしました。また、暖房料を別に設定しておりましたが、今回の改修工事で冷房、エアコンを完備したことにより、オールシーズン、暖房及び冷房の使用が可能となりましたので、冷暖房料を使用料に含むことにいたしました。つきましては、1時間当たりの料金、基本使用料は面積も勘案した中で、展示コーナー700円、多目的ホール3,000円、ステージ700円、和室400円、会議室1、400円、会議室2、400円、会議室3、500円、会議室4、300円、調理実習室700円、カラオケマシン一式500円とするものでございます。

次に、備考の(2)については、町外利用者、町内利用者で営利を目的とする場合、町外利用者で営利を目的とする場合、改正前よりそれぞれさらに50%増しにいたしました。

(3)については、会場準備及び片づけ等に要する前後30分は使用料を徴収しないこ

ととし、超えた場合は徴収する場合がありますことにいたしました。

附則ですが、この条例は平成30年11月18日から施行するものでございます。

19ページに、新旧対照表を添付しておりますので、御参照願います。

以上で、提案理由の説明とさせていただきますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長(吉田敏男君) これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。

質疑はございませんか。

1番。

○1番(熊澤芳潔君) この議案に関連して聞きたいのですけれども、使用料の関係なのですけれども、この例えば町民センター使用する場合に料金が設定されますけれども、減免措置というのが出てますよね。それで、減免措置についてはここにはないのですけれども、その内容と今各団体本当非常に厳しい運営をされて人数も少なくなっているという中で、この団体、減免関係の措置についての、無償についてはどう考えておられるのか、できないのかどうか、お聞きします。

○議長(吉田敏男君) 答弁、教育次長。

○教育次長(沼田 聡君) お答えをいたします。

今減免の関係でございますが、9割免除するものにつきましては、町内の体育協会加盟団体、その他のスポーツ団体、町内の文化協会加盟団体、生涯学習サークル等としております。

基本使用料の8割免除するものにつきましては、その他農林商工関係団体、社会教育関係団体、学校教育関係団体、民生福祉関係団体、労働関係団体等が、その団体の目的により使用するときということで、減免の事項につきましては今後も変更はございません。

他との整合性もございますので、いろいろと団体の要望等ございますが、9割減免、8割減免につきましても今後他の公共施設とあ

わせて検討、もしそういう声がございましたら検討させていただきたいと、そのように思っております。

以上です。

○議長（吉田敏男君） 1番。

○1番（熊澤芳潔君） いろいろな料金体系分けているようでございますけれども、基本的には公共に資するというのが目的だと思うので、ばらばらでなくて一律に、ではならないのかとか、そういう考え方も含めて検討していただければありがたいと思います。

よろしくをお願いします。

○議長（吉田敏男君） 他に、質疑はございませんか。

8番。

○8番（高道洋子君） 使用料のことなのですが、改訂前と改訂後の比較表がありますけれども、そうですね。多目的ホールで計算、例えばの話なのですが、午前午後、午前と午後、夜は別として、午前午後を使った場合に、改訂前と改訂後でいきますと約5,000円ぐらい値上がりするのかなというふうな計算になりました。それで、全体的にこの1時間700円とか400円というのは値上がると、改訂前より上がると捉えていいのでしょうかね、値段が。

○議長（吉田敏男君） 答弁、教育次長。

○教育次長（沼田 聡君） 今、議員御質問の仮に多目的ホールの利用の関係ですけれども、仮に午後とところで12時から17時、これは5時間単位でなっておりますが、ここが1時間、仮に2時間利用しましても、その時間帯の使用料を払うということになっておりますので、1万1,850円の支払いが生じてきます。

今回の改正につきましては、あくまでも使った1時間の使用料に対してということでございますので、先ほど議員仰せの改訂後が使用料が上がるのではないかというお話でございますが、逆に使用料は下がるということになりまして、利用者の負担軽減、それを加味した中で今回使用料の改訂をさせていただ

きたいと、そのように思っているところでございます。

以上です。

○議長（吉田敏男君） 8番。

○8番（高道洋子君） 今まで何度も使用させていただいておりますが、先に数日前から十日前に申請書を出しまして、そして利用させていただいてましたね。その申請書に、例えば3時間とか5時間というふうに予定時間を書くのですけれども、で、今までは午前中どんなに使おうが決まった金額を払ってましたからあれだったのですけれども、今度は例えば5時間の申請を出して、実際には3時間で終わりましたよと。3時間しかかかりませんでしたという場合、後からお金を払う、計算して払うのか。最初の申請書ってやっぱり要るのですよね。そのときに予定時間書きますよね。そして実際には申請よりも2時間か1時間早く終わった、遅く終わった、いろいろありますよね。その場合は、帰りに職員の人に、もしくは警備のおじさんにその旨実際の使用した時間を報告して帰るようになるのですか、違った場合。申請書と時間が変わった場合ですね。金額にはね返ってくるものですか。そういうこともしなければいけないのですね。

○議長（吉田敏男君） 答弁、教育次長。

○教育次長（沼田 聡君） お答えをします。

従来、従来ですと本当に3時間で申請しても、実際1時間しか使わなくても使用料というのは同額、その時間帯で計算しますから5時間分の使用料を払うということでございます。

改訂後の1時間の使用料ということになりますので、実際にその分が大きく乖離している場合につきましては、利用者の負担軽減も、利用者の負担軽減も必要かなというふうに思いますけれども、ただその、この間、実際申請あって、その時間が正味2時間使ったとかというのは、我々教育職員のほうで確認というのはなかなかとれませんでした。今

後についても、その時間が本当に2時間、実際に2時間で終わったのか、それともその余談も含めて時間が長くなったのか、そこら辺の確認行為というのはなかなか、職員が一つ一つの申請に対して確認行為をするというのは非常に困難なのかなというふうに思っておりますので、あくまでも申請する段階で、そこを精査していただいて、何時間使用するかというものを決めていただきたいなど、そのように思っております。

○議長（吉田敏男君） 答弁、副町長。

○副町長（渡辺俊一君） 今お話ありましたけれども、今までの体系、改正前の見ていただきますとわかりますように、午前、午後、夜間というようなことで分かれておまして、実際時間ですね、何時間使っても午前の、午後だとか午前だとかと決まればその時間の料金払わなければならないということになってございましたけれども、これからは実際に使う時間の分で1時間当たり幾らというようなことで支払いをしていただくというような形になりますので、そういった意味では実際に本当に使った時間、この時間の分だけお支払いしていただくというようなことになりますので、今まで例えば2時間で終わっても5時間分というか、午前の分だとか午後の分も使用料払わなければならないかったというのが、実際に使っている分というようなことで、そういった部分では支払いに、支払いというか負担していただく金額というのは実際に使った、使うという時間ということになるということだというように思います。

そういったことで、今回申し込みしていただくときには、実際に使っていただく時間をきちんと考えていただいて申し込みをしていただくということで、事前に使用料も払っていただかなければなりませんので、それを終わった後、時間、5時間見ていただけれども3時間だったから2時間分使わなかったよだとかということで精算するようになりますと、非常に事務的にも煩雑にもなりますし、またお金の入れたり出したりだとかというようなこと

にもなりますので、事前に実際に使う時間というのはきちんと精査していただいて、申し込んでいただくということになるかというように思います。

今までは確かに午前だとか、午後だとかという大枠にしてましたので、時間もかなりそういう意味ではゆとりを持ってということか、申し込んだりとかしていらしたという部分もあるのかもしれませんが、今後については時間当たりの料金ということになりますので、申し込みの段階でもそういう実際に使う時間、それをきちっと考えていただいて申し込んでいただくということをお願いをしたいというように思います。

そのことによって、今まで使っても使わなくてもその午前の時間だとか午後の時間だとかというのを支払っていただいたのを、実際に使っていただいた料金と、時間にかかる料金というようなことになりますので、御理解をいただければというように思います。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） よろしいでしょうか。

8番。

○8番（高道洋子君） 時間のとおりに払うということによかったと思うのです。それはよかったですけれども、変更の場合を今聞いたのですけれども。しかし、副町長の答弁では、もう申請どおりになるべく使ってほしいという、そういうことでございました。あと短くなったり、長くなったりのことは煩雑だということで、申請どおりになるべくその範囲で使うようにということでございましたが、なるべくそのようにしたいとは思いますが、なかなか場合によっては、そういう短くなったり長くなったりすることもあるものですから、お聞きしたわけですね。

○議長（吉田敏男君） 答弁、教育長。

○教育委員会教育長（藤代和昭君） 私のほうからもちょっとお答えしたいと思うのですが。

町民センター新しくなって、そして今ス

ターゲットするのですけれども、まず一番考えるのは使い勝手がいい、町民に非常に使い勝手がいいということなのですけれども。この条例の改正につきましては、考え方によって、先ほど来次長も説明しましたように、非常に割安感があると思うのです。考え方によってはですね。使い方によっては。

一方、議員御指摘のとおり、例えばいろいろなことを勘案して、5時間で申し込んだのだけれども参加者の何かの関係で3時間で終わりましたと。そういうことも想定されると思うのですよね。そういう場合はどうするのだということなのですが、最初に申し込んだ、申請した段階で基本的には払っていただき、後で払うこともありますね。あるのですが、当然申し込み段階で精査をして、その時間に差がないようにしていただくのですけれども、冒頭言ったように、そういうことも起こり得ると思いますので、町民の使い勝手のよさというのですかね。利用価値のよさという、そういう観点に立って、そこの部分をもう少し教育委員会としても詰めてみたいなと思ってます。ということは、せっかくそういう時間のロスというのですかね、無駄をすることによって他の町民がまた使い勝手が悪くなるなどということも想定されますよね。そういうこともありますので、そういうことを複合的に判断をして対応していきたいと、検討していきたいと思っておりますので、ちょっとその辺御理解いただければなと思っております。

○議長（吉田敏男君） 他に、質疑はございませんか。

3番。

○3番（多治見亮一君） 展示コーナーなのですが、現時点だと5,000円ちょっとぐらいなのかなと、一日使って。今度の新しいやつでは9,000円超えるのではないかなというふうに思うのですよ。展示コーナーの使い方というのはどういうふうに使われているのかというのがちょっと、例えば美術の同好会やったとかですね、絵画の張ってみんな

に見せるよと。それで1週間とかという長い時間になると思うのです。すると一日使用ですから、13時間ぐらいになるのかなというふうに思うのですよ。かなり割高になってしまったのではないかなというふうに思うのですが、その辺の検討はされたでしょうかね。

○議長（吉田敏男君） ここで、暫時休憩をいたします。

10分間休憩をいたします。

午前11時33分 休憩

午前11時40分 再開

○議長（吉田敏男君） 休憩を閉じ、会議を再開をいたします。

教育次長、答弁。

○教育次長（沼田 聡君） お時間をいただきまして、大変申しわけございません。

今、多治見議員の展示コーナーの関係でございまして、今までのちょっと実績も含めて確認をしたところ、展示コーナーを利用して使用料を払ったというケースはございません。というのは、今まで展示コーナーを利用して、何らかの形で教育委員会が共催もしくは主催をしてるということでございます。

この料金設定を、ではなぜ展示コーナーの料金設定があるのかということにつきましては、利用はないのですけれども、仮に先ほど言いましたけれども、当初で説明しましたけれども、営利で展示コーナー、ここを利用させていただきますといった場合には、当然その設定料金が決まっていなければ、幾らですということでお金を求める、徴収することはできないので、営利団体も今のところ展示コーナーは利用はありませんけれども、そういうことを想定した中でこの金額を設定させていただいているというところでございます。

以上です。

○議長（吉田敏男君） 3番。

○3番（多治見亮一君） 今の話ですと、全面的に減免になっていて使用されているということだそうですが、多分写真だとか絵画だとかという部分については、今後もだから例

えば個人、町民の方ですね。個人的にどうしても皆さんに見ていただきたいという部分については、減免の中の特例か何かで同じ扱いということによろしいでしょうか。

○議長（吉田敏男君） 答弁、教育次長。

○教育次長（沼田 聡君） お答えします。

今お話あった、仮に個人の個展ですか、美術だとかそういう個展の関係についても、そういう取り扱いというか、こちらのほうでその部分を共催にするのか、主催にするのかも含めてそういう方がおられた時点でどういう減免の扱いにするのかを検討させていただきたいと、そのように思っております。

以上です。

○議長（吉田敏男君） よろしいですか。

他に、質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第87号足寄町民センターの設置及び管理条例の一部を改正する条例の件を採決をします。

この表決は、起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（吉田敏男君） 全員の起立です。

したがって、議案第87号足寄町民センターの設置及び管理条例の一部を改正する条例の件は、原案のとおり可決されました。

◎ 散会宣告

○議長（吉田敏男君） 以上で、本日の日程は全部終了をいたしました。

本日はこれで散会をいたします。

次回の会議は、9月12日、午前10時よ

り開会をいたします。

大変御苦労さまでございます。

午前11時44分 散会